

P. 1

アンドリュー・ワイスマン (ANDREW WEISSMANN)

課長

アルバート・B・スティーグリッツ・ジュニア (ALBERT B. STIEGLITZ, JR.)

副課長

メリッサ・アオヤギ (MELISSA AOYAGI)

弁護士

米国司法省、刑事部、詐欺課

1400 ニューヨーク・アベニューNW

ワシントン D.C. 20530

(1400New York Avenue, NW

Washington, D.C.20530)

(202) 514-4313

ダニエル・G・ボグデン (DANIEL G. BOGDEN)

米国検察局検察官

ネバダ地区

スティーブン・W・マイリー (STEVEN W. MYHRE)

第一副検察官

ネバダ地区

333 ラスベガス・ブレバード、サウス、5000 号室

ラスベガス、ネバダ 89131

(333Las Vegas Blvd., South, Suite 5000

Las Vegas, NV 89131)

(702) 388-6298

____ 提起済み ____ 受け取り済み
____ 記入済み ____ 提供の期日

弁護士・記された輩

2015 年 7 月 8 日

アメリカ合衆国司法裁判所

ネバダ地区書記官

代理人の名称: _____

アメリカ合衆国地方裁判所 ネバダ地区

アメリカ合衆国
原告

対

エドウィン・フジナガ
ジュンゾウ・スズキ
ポール・スズキ
被告

刑事告発
2 : 15-cr-198

刑法犯 :

合衆国法典第 18 編、第 1341 条—
郵便詐欺 (犯罪 1-8) (被告人全員に該当する) ;

合衆国法典第 18 編、第 1343 条—
通信詐欺 (犯罪 9-17) (被告人全員に該当する) ;

合衆国法典第 18 編、第 1957 条—
特定の違法な活動による資産に関する金銭取引に従事
する (犯罪 18-20) (被告人フジナガに該当する) ;

合衆国法典第 18 編、第 2 条—
幫助と教唆 (犯罪 1-20 は被告人フジナガ、犯罪 1
-17 は被告人ジュンゾウ・スズキとポール・スズキ
に該当する) ;

P. 2

大陪審は次の項目は常に起訴に関連が有るとする：

背景

1. 被告人エドウィン・フジナガはアメリカ合衆国に国籍を有し、ネバダ州ラスベガス市に居住していた。
2. 被告人ジュンゾウ・スズキ（以下 **J.スズキ**）は日本に国籍を有し、日本国東京に居住していた。
3. 被告人ポール・スズキ(以下 **P.スズキ**) は日本とアメリカ合衆国に国籍を有し、日本国東京に居住していた。
4. **MRI インターナショナル Inc.**（以下 **MRI**）はネバダ州ラスベガス市に位置しかつ運営されていた有限責任会社であった。被告人フジナガが社長兼最高経営責任者として **MRI** を所有し支配していた。 **MRI** は日本国東京にてサービス・センターを運営していた。被告人 **J.スズキ** は様々な時点で **MRI** の副社長(アジア太平洋地域)であり、被告人 **P.スズキ** は様々な時点で **MRI** 日本事業の総支配人であった。

詐取のための権謀と工夫

5. 少なくとも 2009 年から引き続き少なくとも 2013 年 4 月頃まで、フジナガ、**J.スズキ**、**P.スズキ**、及び大陪審に既知及び未知の他の者は、互いを幫助教唆し合い、投資者に **MRI** に不正に送金し向けさせる為に複数の重要な不実表示及び遺漏を行った、又は行うようにしむけた。
6. 権謀と工夫の一部として、被告人等は他の表示と共に **MRI** は診療報酬請求債権、それは医療サービスを提供した個人又は実体から医療サービス又は製品を受けた人々の借金を購入する（以下 **MARS**）商売を営んでいると表示た。

P. 3

MRIの主張によると、MRIはこれらの債権を医療提供者より割引額で購入し、その債権の借金を患者から収集した。この営みに基づくMRIの利益は被告人等によるとMRIの優れたとされる収集能力の為、MRIのMARSの購入額とMRIが[患者から]収集し得た額の差額だという。

7. 更なる権謀と工夫として被告人等と彼等と共に働いていた者等は投資の証明書（以下「証明書」とする）を提供してMRIへの投資を募り、投資者には優れた収集能力の為に統一された予測可能な収益が提供できると主張した。被告人等は東京のMRIサービス・センターを通して主にもしくは独占的に日本人を対象に証明書のマーケティングと販売を行った。証明書は当初投資額と同値の額面価格を持ち、定期的に利息が付き、利払いが約束され、更に証明書の指定された満期日には元金の支払いも約束された。証明書が満期した時点で投資者はオプションとして「完済」を受けずに総額を再投資して新規証明書を設立するか、もしくは満期した総額の現金払いを受けるかを選択することができた。

8. 更なる権謀と工夫として、被告人等はMRIが証明書に投資された資金全てをMRIの高収益事業とされるMARS購入にのみ使うという偽りの表示を故意に宣伝広告の発行、郵便、配信、及び送信の行為によって不正に投資の勧誘を行った。又、被告人等は投資者に偽りの表示をして、投資金はネバダ州にて第三者であるエスクロー業者が保持し、管理し、「ロック・ボックス」法を使用してMRI及びその他誰もMARS購入以外には投資金が使えないと伝えた。これら及び他の偽りと不正の表示や約束により、被告人等は数千人もの投資者にMRI証明書総額\$15億ドル以上の投資の勧誘を行った。

9. 更なる権謀と工夫として、又被告人等が投資者に表示したこと全てに反して、MRIはほぼ完全にねずみ講の形式をとり、新しい投資者からの資金が以前の投資者の満期する投資の支払いに使われていた。

10. 更なる権謀と工夫として、又被告人等が投資者に表示したこと全てに反して、被告らは投資者の資金を MARS 購入には使わず、定期的に販売手数料を自分等に支払い、賭博の習慣の資金にしたり専用ジェット機を使用する費用に使い、他の個人的な使用に使っていた。

11. 更なる権謀と工夫として、被告者等は不正な計画を推進させる為人々から不正行為を隠す為、検出を逃れる為、私服を肥やすため、又被害者に壊滅的な損失を被らせる為に必要な他の偽り、欺瞞、詐欺行為を行った。

犯罪 1-8

郵便詐欺

(合衆国法典第 18 編、第 1341 条)

12. 第 1 項より第 11 項の申し立ては全てここに組み込まれている。

13. 少なくとも 2009 年より 2013 年 4 月頃までネバダ州、ネバダ州の連邦区、及び他の場所にて本記載被告等

エドウィン・フジナガ

ジュンゾウ・スズキ

ポール・スズキ

及び大陪審に既知及び未知の他の者は、互いを幫助教唆し合い、前記のように騙し取り、実質的に虚偽や不正な偽りごと表示及び約束により資金や財産を入手する為に実質的な権謀と工夫を図り及び図る意志を持ち、その権謀と工夫を実行する為、又その実行を図るために [彼らは] 故意に：

P. 5

(a) 郵便サービスによって送信され配信される物質物件何であれ、郵便局及び公認の郵便物保管庫に配置し；(b) 民間及び商用州間配信サービスによって送信され配信される物質物件何であれを配置し又は配置させ；(c) 民間及び商用州間配信サービスによって送信され配信される物質物件何であれを取り又受け取り；及び(d) いかなる物質物件何であれ、それらに標示されている指示通りに次の通りに郵便及び民間及び商用州間配信サービスにより配信させた：

犯罪	おおよその日付	説明
1	2011 年 1 月 18 日	投資者 F.N.の投資証書が入った包みがネバダ州ラスベガス市からカナダのバンクーバーに配信
2	2012 年 4 月 26 日	投資者 H.H.の投資証書が 2 枚入った包みがネバダ州ラスベガス市から日本に配信
3	2012 年 7 月 5 日	投資者 N.Y.の投資証書が 4 枚入った包みがネバダ州ラスベガス市から日本に配信
4	2012 年 9 月 4 日	投資者 I.M.の投資証書が 6 枚入った包みがネバダ州ラスベガス市から日本に配信
5	2012 年 9 月 14 日	投資者 E.U.の投資証書が入った包みがネバダ州ラスベガス市から日本に配信
6	2012 年 11 月 15 日	投資者 T.M.の投資証書が入った包みがネバダ州ラスベガス市から日本に配信
7	2012 年 11 月 15 日	投資者 H.H.の投資証書が 3 枚入った包みがネバダ州ラスベガス市から日本に配信
8	2013 年 1 月 18 日	投資者 F.N.の投資証書が入った包みがネバダ州ラスベガス市からカナダのバンクーバーに配信

全て合衆国法典第 18 編第 1341 条及び 2 条の違反。

犯罪 9-17

通信詐欺

(合衆国法典第 18 編、第 1343 条)

14. 第 1 項より第 11 項の申し立ては全てここに組み込まれている。

15. 少なくとも 2009 年より 2013 年 4 月頃までネバダ州、ネバダ州の連邦区、及び他の場所にて本記載被告人等

エドウィン・フジナガ

ジュンゾウ・スズキ

ポール・スズキ

及び大陪審に既知及び未知の他の者は、互いを幫助教唆し合い、前記のように騙し取り、実質的に虚偽や不正な偽りごと表示及び約束により資金や財産を入手する為に実質的な権謀と工夫を図り及び図る意志を持ち、その権謀と工夫を実行する為、又その実行を図るために〔彼らは〕故意に次の通りに特定の文章、記号、通信、画像、及び音声を州際通商と国外通商中に優先通信をもって送信した又は送信させた：

犯罪	おおよその日付	説明
9	2011 年 1 月 18 日	投資者 F.N.より約 \$ 50,000 ドルを日本のみずほ銀行からネバダ州ラスベガス市のウェルズファーゴ銀行口座番号 XXXXXX4360 に電信送金
10	2012 年 4 月 26 日	投資者 H.H. より約 \$ 367,242 ドルを日本の新生銀行からネバダ州ラスベガス市のウェルズファーゴ銀行口座番号 XXXXXX9471 に電信送金
11	2012 年 7 月 5 日	投資者 N.Y. より約 \$ 200,000 ドルを日本の三井住友銀行からネバダ州ラスベガス市のウェルズファーゴ銀行口座番号 XXXXXX9471 に電信送金
12	2012 年 7 月 5 日	投資者 N.Y. より約 \$ 200,000 ドルを日本の三井住友銀行からネバダ州ラスベガス市のウェルズファーゴ銀行口座番号 XXXXXX9471 に電信送金
13	2012 年 9 月 4 日	投資者 I.M. より約 \$ 600,000 ドルを日本の新生銀行からネバダ州ラスベガス市のウェルズファーゴ銀行口座番号 XXXXXX9430 に電信送金
14	2012 年 9 月 14 日	投資者 E.U. より約 \$ 190,307 ドルを日本の埼玉りそな銀行からネバダ州ラスベガス市のウェルズファーゴ銀行口座

		番号 XXXXXX9471 に電信送金
--	--	---------------------

P. 7

15	2012 年 11 月 15 日	投資者 T.M. より約 \$ 93,006 ドルを日本のゆうちょ銀行からネバダ州ラスベガス市のウェルズファーゴ銀行口座番号 XXXXXX9471 に電信送金
16	2012 年 11 月 15 日	投資者 H.H. より約 \$ 300,000 ドルを日本の新生銀行からネバダ州ラスベガス市のウェルズファーゴ銀行口座番号 XXXXXX9471 に電信送金
17	2013 年 1 月 18 日	投資者 F.N. より約 \$ 22,047 ドルを日本のロイズ TSB 銀行からネバダ州ラスベガス市のウェルズファーゴ銀行口座番号 XXXXXX2169 に電信送金

全て合衆国法典第 18 編第 1343 条及び 2 条の違反。

犯罪 18-20

特定な違法な活動による資産に関する金銭取引に従事する

(合衆国法典第 18 編、第 1957 条)

16. 第 1 項より第 11 項の申し立ては全てここに組み込まれている

17. 下記の日には又はその日にち頃にて、又各記載の日付は当起訴状では個別の犯罪と見做されるとし、ネバダ州の連邦区及び他の場所にて本記載被告人

エドウィン・フジナガ

及び大陪審に既知及び未知の他の者は互いを幫助教唆し合い \$ 10,000 ドル以上の価値を持つ刑事違法的に得られた資産の州際通商と国外通商に関わる金融取引に故意に関与し又関与することを謀り、その資産は所謂当起訴状の犯罪 1-17 により詳しく記載された合衆国法典第 18 編第 1341 条違反の郵便詐欺及び合衆国法典第 18 編第 1343 条違反の通信詐欺の特定の違法活動によるものとし、即ち次の通りである：

18	2010 年 9 月 22 日	ウェルズファーゴ銀行口座番号 XXXXXX4272 より \$ 10,477.54 ドルの小切手が振り出され、「イサベル・カスティオ・ガーデニング・サービス」に支払われた。
19	2010 年 9 月 22 日	ファースト・ファイナンシャル銀行口座番号 XXXX0364 より \$ 80,469.58 ドルの小切手が振り出され、「ボンバー

		ディエール・フレックスジェット」に支払われた。
--	--	-------------------------

20	2010 年 9 月 4 日	ウェルズファーゴ銀行口座番号 XXXXXX4169 より \$ 25,399.53 ドルの小切手が振り出され、「アンドレア・フジナガ」に支払われた。
----	----------------	--

全て合衆国法典第 18 編第 1957 条及び 2 条の違反。

没収申し立て 1

郵便詐欺

1. これにて、この刑事起訴状の犯罪 1-8 に含まれる申し立てを合衆国法典第 18 編第 981 (a) (1) (C) 条とともに合衆国法典第 28 編第 2461 (c) 条に基づき没収の申し立ての為の参考として、これをもって再度申し立て組み込まれた。

2. この刑事起訴状の犯罪 1-8 の重罪犯罪の容疑の何れかが有罪判決となった場合、本記載被告人

エドウィン・フジナガ

ジュンゾウ・スズキ

ポール・スズキ

は合衆国法典第 18 編第 1341 条の違反、合衆国法典第 18 編第 1956 (c) (7) (A) 条及び第 1961 (1) (B) 条の定義による特定の違法活動又はその犯罪を犯す陰謀に関連する収益である又はその収益からなる不動産又は個人財産の資産及び少なくとも米国通貨にて \$ 1,559,335,710.94 ドルを含む、しかしこの額に限らない対人の刑事没収判定金（「資産」）をアメリカ合衆国に手渡す。

3. 合衆国法典第 18 編第 981 (a) (1) (C) 条とともに合衆国法典第 28 編第 2461 (c) 条に基づき没収の対象である資産が被告の遺漏行為により

(a) 適切な注意を謀っても探せなかったら；

- (b) 第三者に委譲された、売られた、又は寄託されていたら；
- (c) 法廷の管轄外に位置されていたら；
- (d) 価値が実質的に減少したら；
- (e) 他の資産と結合され、別けるのが困難であったら；

アメリカ合衆国の志向としては、合衆国法典第 21 編第 853 (p) 条に基づき、少なくとも米国通貨にて \$ 1,559,335,710.94 ドルを含む、しかしこの額に限らない対人の刑事没収判定金の為に被告の所有する資産を没収することである。

全て合衆国法典 18 編第 981 (a) (1) (C) 条とともに合衆国法典 28 編第 2461 条；合衆国法典 18 編第 1341 条；及び合衆国法典 21 編第 853 (p) 条に基づく。

没収申し立て 2

通信詐欺

1. これにて、この刑事起訴状の犯罪 9-17 に含まれる申し立てを合衆国法典第 18 編第 981 (a) (1) (C) 条とともに合衆国法典第 28 編第 2461 (c) 条に基づき没収の申し立ての為の参考として、これをもって再度申し立て組み込まれた。

2. この刑事起訴状の犯罪 9-17 の重罪犯罪の容疑の何れかが有罪判決となった場合、本記載被告人

エドウィン・フジナガ

ジュンゾウ・スズキ

ポール・スズキ

は合衆国法典第 18 編第 1343 条の違反、合衆国法典第 18 編第 1956 (c) (7) (A) 条及び第 1961 (1) (B) 条の定義による特定の違法活動又はその犯罪を犯す陰謀に関連する収益である又はその収益からなる不動産又は個人財産の資産及び少なくとも米国通貨にて \$ 1,559,335,710.94 ドルを含む、しかしこの額に限らない対人の刑事没収判定金（「資産」）をアメリカ合衆国に手渡す。

3. 合衆国法典第 18 編第 981 (a) (1) (C) 条とともに合衆国法典第 28 編第 2461 (c) 条に基づき没収の対象である資産が被告の遺漏行為により

- (a) 適切な注意を謀っても探せなかったら；
- (b) 第三者に委譲された、売られた、又は寄託されていたら；
- (c) 法廷の管轄外に位置されていたら；
- (d) 価値が実質的に減少したら；
- (e) 他の資産と結合され、別けるのが困難であったら；

アメリカ合衆国の志向としては、合衆国法典第 21 編第 853 (p) 条に基づき、少なくとも米国通貨にて \$ 1,559,335,710.94 ドルを含む、しかしこの額に限らない対人の刑事没収判定金の為に被告の所有する資産を没収することである。

全て合衆国法典 18 編第 981 (a) (1) (C) 条とともに合衆国法典 28 編第 2461 条；合衆国法典 18 編第 1343 条；及び合衆国法典 21 編第 853 (p) 条に基づく。

没収申し立て 3

資金洗浄

18. これにて、この刑事起訴状の犯罪 18-20 に含まれる申し立てを合衆国法典第 18 編第 981 (a) (1) (A) 条とともに合衆国法典第 28 編第 2461 (c) 条；

P.11

合衆国法典第 18 編第 981 (a) (1) (B) 条とともに合衆国法典第 28 編第 2461 (c) 条 ; 及び合衆国法典第 18 編第 982 (a) (1)条に基づき没収の申し立ての為の参考として、これをもって再度申し立て組み込まれた。

19. この刑事起訴状の犯罪 18-20 の重罪犯罪の容疑の何れかが有罪判決となった場合、本記載被告人

エドウィン・フジナガ

は合衆国法典第 18 編第 1957 条の違反の取り引き又はその試みに関する不動産又は個人財産はアメリカ合衆国に手渡す。没収される資産は起訴状記載の罪により直接又は間接的に得た収益である少なくとも \$ 116,346.65 ドルの対人の刑事没収判定金を含むがそれには限らない。

20. 合衆国法典第 18 編第 981 (a) (1) (A) 条とともに合衆国法典第 28 編第 2461 (c) 条 ; 合衆国法典第 18 編第 981 (a) (1) (C) 条とともに合衆国法典第 28 編第 2461 (c) 条 ; 及び合衆国法典第 18 編第 982 (a) (1)条に基づき没収の対象である資産が被告の遺漏行為により

- (a) 適切な注意を謀っても探せなかったら ;
- (b) 第三者に委譲された、売られた、又は寄託されていたら ;
- (c) 法廷の管轄外に位置されていたら ;
- (d) 価値が実質的に減少したら ;
- (e) 他の資産と結合され、別けるのが困難であったら ;

アメリカ合衆国の志向としては、合衆国法典第 21 編第 853 (p) 条に基づき、上記記載の没収の対象である資産の価値に値するまでの被告の資産を没収することである。

P. 12

全て合衆国法典第 18 編第 981 (a) (1) (A) 条とともに合衆国法典第 28 編第 2461 (c) 条；合衆国法典第 18 編第 981 (a) (1) (C) 条とともに合衆国法典第 28 編第 2461 (c) 条；合衆国法典第 18 編第 982 (a) (1) 条；合衆国法典第 18 編第 1957 条；及び合衆国法典第 21 編第 853 (p) 条に基づく。

日付： 2015 年 7 月 8 日

訴追成立：

/S/

大陪審長

アンドリュー・ワイスマン (ANDREW WEISSMANN)
米国司法省、刑事部、詐欺課
課長

[署名]

アルバート・B.・スティーグリッツ・ジュニア (ALBERT B. STIEGLITZ, JR.)
副課長

メリッサ・アオヤギ (MELISSA AOYAGI)
弁護士
刑事部、詐欺課

ダニエル・G・ボグデン (DANIEL G. BOGDEN)
米国検察局検察官
ネバダ地区

[署名]

スティーブン・W・マイリー (STEVEN W. MYHRE)
第一副検察官
ネバダ地区